

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷三十二第

行發日一月九年五十正大

論叢

消費税に於ける砂糖税の地位教授 法學博士 神戸 正雄
 徳川幕府の財政について教授 經濟學博士 木庄榮治郎
 酒税の轉嫁を論ず助教授 法學士 汐見 三郎

時論

英國炭坑國有問題教授 法學博士 河田 嗣郎
 輸出信用保險制度創定の提案教授 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

農奴解放後に於ける露西亞の土地問題經濟學士 吉川 秀造

雜錄

英吉利の商工立國政策助教授 經濟學士 八木芳之助
 造船船工場に於ける公傷率淺根高等商業學校 教授 經濟學士 岡崎 文規
 獨逸の勞働者銀行經濟學士 楠見 一正
 失業と物價の變動經濟學士 菊田 太郎

法令

林業共同施設獎勵規則・自作農創設維持補助規則・乳肉卵共同處理獎勵規則

（禁轉載）

徳川幕府の財政について

本庄 榮治 郎

一 緒 言

徳川時代は中央集権的封建制度の時代である。集権的封建制度は政治的権力が或る程度に統一されたことを意味するは勿論であるが、財力の上より見るも、ある程度の集中を意味するものである。否、他と隔絶せる財力を有するものに非んば、他の諸侯を統御して政治上に於ける優越なる地位を占むることは不可能であるから、大なる財力を擁することの必要なるはいふ迄もない。徳川氏は一個の大名として存するのみならず、實に諸侯と比すべからざる財力を有して居た。即ちその天領は全國の四分の一に及び、四十七ヶ國に散在し、政治上樞要なる土地、商工業の中心地たる大都會をその掌中に收めし如きは即ちその一例である。徳川氏が當時我國の中央政府として存在せしことは極めて明かである。従て室町幕府がその實に於て孤立したる一地方と同様なりしが如き比ではない。

二 財政状態の變遷

(イ) 初期の財政潤澤。徳川幕府の初期に於てはその財政は甚だ豊富であつた。家康が慶長十一年に駿府に移つた時、これまで江戸の西城に貯へ置きし黄金三萬枚銀子一萬三千貫目を其儘秀忠に與へしとき、老臣に戒めて曰く、これは自身の奉養に用ゐず天下の物と思ひ此上にも積貯ふべし、平常の國費は年毎の入額を以て辨じ、成だけ冗費を省き、金貨を多く貯へよ、かく貯へよといふは何の爲めかといへば、第一は軍國の費用に備へ、第二は不虞の大災に際して賑救の費に充てんがため、第三は凶荒に備へんがためであると説いた。家康は消極的なる節儉政策と他方には鑛山の獨占、外國貿易の伸張等の積極的政策とによつて幕府財政をかくの如く潤澤ならしめたものであるが、駿府に退隱して後も尙理財の道に心がけ、その駿府における遺金は實に約二百萬兩に達したと稱せられる。²⁾

二代秀忠は守成の士であつたが、三代家光は宏恢の度量を有して居たから、大に財を散じ知行の加増を行ひ、又日光廟の造營、島原亂等に費す所も多かつたが、幕府財政には少しも影響を與へなかつたと稱せられてゐる。

(ロ) 中期の財政欠乏。然るに四代將軍のとき明曆の大火による賑恤復舊費や禁裏兩度の御造

1) 徳川實紀第一編、237頁

2) 平泉澄、我が歴史觀、154-206頁

營等に費す所多く、これより財政はやゝ欠乏を感ずるに至つた。徂徠の「政談」に「寛文の中比よりは世界そろそろどケ様成筋(奢修を指す)」に趣けると見へて伊丹播磨守御勘定頭たりし時、竊かに念比にしたりし人に私語たりしは、公儀の御使用、入るを計りて出るを校れば、早出る方多く成て御藏の金を毎年一二萬兩程づゝ足す也。御代久く傳りたる後は、御役人難儀を致すべしと申たりしことを父が語りて聞せたりし』とあるが、此頃より財政は收支均衡を失ひつゝあつたのである。然し未だ大なる破綻を見るに至らなかつたが、やがて元祿奢侈の時代に入つて財政は非常に欠乏するに至つた。

五代綱吉は華麗を好み施與を事とし猿樂の費用に巨費を要し、濫りに土木を興して累世の貯財を消費したるに加へて、當時地震大火等の天災屢起り、之れに對する救恤修築等の費用も少からざるものであつた。然るに他方又金銀鑛發掘の減退正貨の海外流出があり、財政當局者の私曲も行はれて、幕府の歳入減少し、府庫遂に空しく財政は甚しき窮迫状態に陥るに至つた。幕府は之を救ふがために貨幣の改鑄を行ひ、酒運上、長崎運上等を課したが、貨幣の改鑄が最も重要な方法であり、元祿八年の慶長金銀の改鑄以來正徳元年に至る十七年間に改鑄は實に四回の多きに及んで居る。

家宣家繼の時代は新井白石が銳意財政の整理に力めた時であるが、其間僅かに八年未だ十分に

3) 日本經濟叢書卷三、474頁
4) 拙著、改版經濟史考、297頁以下

實績を擧ぐるに至らずして八代吉宗の時代となつた。吉宗は幕府初世以來の方針たる節約の令を布き、參觀交代の制度に改正を加へて上ケ米の制を設け、足高の制度を立て、租稅徵收の方法に改正を加へ、或は米價の調節に力を致し、新田の開發に努め、更に貨幣の改鑄を斷行した。かくて享保十六年に於ては米三萬五千六百五十四石、金十二萬七千五百五十七兩を餘し、其後十四ケ年吉宗在職の終りに於ては、米に於て七十九萬二千石、金に於て百二十一萬六千兩を餘し得たと稱せられる。歴代財政窮迫の後を享けてかくの如く財政を整理せしことは、彼の偉功なりといはなければならぬ。

然るに家重の代に及んで紀綱弛み財政は又再び紊れた。寶曆五年に『御勝手向御先代御定式も相立候處、何となく相ゆるみ一兩年は別而御入用相増御取箇は相減候』云々とある如きは、吉宗の遺制頽れて財政困難に陥りしことを示すものであらう。かくて以後三ケ年の歳出額の一部を豫定し、猶引つゞいて節約の方針を採るに至つた。

(八) 末期の財政紊亂。次代家治の時代は即ち田沼時代であり、幕府財政の困難に陥りし時代である。明和八年の儉約令では幕府臺所料理の節約、筆紙墨の儉約、疊は五ケ年間繕はざる事等細かい處まで規定して居る。其他貨幣の新鑄、下總の印旛沼及手賀沼の開墾、鑛山採掘、塵及連上の制度、貸金會所の設立等が行はれたがその目的を達する能はず、次代家齊のとき松平定信が

5) 竹越與三郎、日本經濟史第五卷、31頁

6) 寶曆令典永鑑卷十六、

7) 辻善之助、田沼時代、158頁以下

出づるに及んで此等の政策は悉く根柢から破壊されて仕舞つた。定信の財政刷新の結果寛政元年より十年に至る間に府庫の剰餘は金三十三萬八千兩に上つたといふ⁸⁾。然るに人は唯泰平に慣れて情弱の氣風一世に普く、定信の政治も『白河の、きよきに魚も棲みかねて、元のにごりの、田沼戀しき』の一句に葬り去らるゝ有様であつた。かくて文化の初に至る迄に諸種の歳入合して約百萬兩、略々諸般の用度を辨じ得たものであるが、文化文政の時代となつて奢侈世を蔽ふの有様であり幕府の費用も増加するに至つた。天保以後窮乏愈甚しく歳計次第に膨脹し年額百五十萬兩を超え、同七年には殆んど二百萬兩を要し、八年九年最も甚しく共に二百五十萬兩を要した^(後述参照)。文化の初年に比して正に二倍半である。而も年々收支相償はず、多くは貨幣の改鑄并に御用金によつて纔かにその不足を補ひしものである。天保十二三年の頃水野越前守は大に弊政の改革を企て、奢侈の禁遏、株仲間の廢止、物價の引下等より租税の増徴、獻金、印旛沼開墾等を企てしも、功成らずして身退けられ、其後幕末外國事件の勃發は沿海の警備、砲臺造船所の築造、船艦買収等この方面に於ても國用多端となり、財政は年と共に逼迫を加へ、幕府の覆滅を支ふる能はざるに至つたものである。

三 收入源

8) 池田崑淵、徳川時代史下、379頁

9) 吹塵錄第十册、48頁、後藤三右衛門上書

(イ) 租税収入。徳川時代に於ては所領の大きを示すに石高を以てし大名旗本一般武士に至るまでその俸祿は米穀を以てあらはし、租税の収納も亦これを以てする有様であつて、當時の財政經濟の基礎は全く米穀に存して居つたのである。これその反面に於て當時の収入源の最も重要なものが米穀に存することを示すものであらう。然しこの米穀は幕府直領地から田租として収納するものであつて、各藩の田地に及ぶものではない。田租以外の租税収入として雑税課役があるが、兎に角重要な収入源としての土地が、僅かに直領地のみに限られてゐたことは、鎌倉室町時代に全國より兵糧米を徴收せしこと、其趣きを異にし、大に注意すべきことであらう。勿論上ケ米の制度の如きは各藩の土地をも客體としてゐるが、それは一時的のことであつて、幕府の永制ではなかつた。(註)而してこの土地の中でも朱印地、除地、無年貢地、見捨地、損地等は除税地であるが、其外の田畑市街宅地等はすべて収入を生ずる源である。それ等のものにも租税減免の場合あることはいふ迄もない。

土地の外に營業も亦課税の目的となる。商工業者に課せられた運上冥加の如きそれである。或はまた人の勞力を徴する場合もある。凡そ此等の租税収入の源をなすものが収入源として考へらるべきことは自明のことである。

(註) 徳川幕府は鎌倉室町時代における如く全國より兵糧米を徴收せなかつたけれども臨時に諸侯に對して屢々大工事等の御

手傳を命じてゐる。故に幕府と雖、諸侯に對して何等負擔を課せざりしわけではなく、また兵糧米の如きものを徴收せざりしことが幕府財政の困難を生ぜし重大原因とも考へられない。たゞ収入源としての土地について考ふるときは兩者の間に大なる差あることを認め得るに過ぎぬ。

(□) 特權收入。特權收入について之を見るに、豊臣氏の遺金、大名封土の沒收等も幕府財政に一の資源を供したものであるが、尙幕府の事業並に造幣權についての収入も考へなければならぬ。

幕府の官業としては、佐倉小金の牧場と鑛山業とがある。前者については寧ろ軍事上の必要に出づるものと考へらるゝからこれを省き、鑛山業についてこれを見るに、佐渡はもと上杉の領地であつたが、其地金銀を産するを以て豊臣氏が收めて其有とし、徳川氏も亦これを直轄して、大久保長安をして採鑛のことを監督せしめ、金銀の産出未曾有の巨額に上り、晝千べ日夜千べ目を出すに至つたと稱せられる。而して石見伊豆等の銀山も亦盛んとなり、幕府の収入源として極めて重要なるものであつた。²⁾

幕府は全國に通用すべき金銀銅貨幣の鑄造特權を有するものであるが、貨幣の改鑄によつて、その益金を占め、之れを財政の窮乏を彌縫するために用ゐた。この造幣權がまた重大なる収入源であつた。

2) 萩野山之、日本財政史、179頁

(八) 貢献收入。更に貢献收入に屬するものがある。諸侯並に庶民からの献金献品の如き、或は主として町人階級に課せられた御用金の如きこれである。幕府中期以後に於ては御用金の課徴は履行はれ、幕府の臨時收入として重要なもの、一を成して居る。これは主として町人階級若くは富裕階級に對するものであつて、階級的資産が幕府收入の源をなせるものといふことが出来やう。

要するに當時は封建時代であり、米遣ひの經濟の時代であり、他方には貨幣の普及、町人階級の勃興せし時代であるから、これ等の現象が自ら幕府の收入源を定むることゝなつて、こゝに幕府直領地よりの田租、貨幣改鑄益金、及び御用金等が各重要な收入となつて現はれたものである。

四 天保十三年の歳入表

前項に述べたる收入源によつて幕府が收入を得た道筋の主なるものは明かであるが、然らばそれによつて年々幾何の收入を如何なる方面から經常的に若くは臨時に擧げ得たのであらうか。それ等のことを示せる數字は今に傳はれるものが甚だしい。尤收入支出の總額については二三の數字を存するも、その内容に立ち入つて詳細に説明せるものは甚だ乏しき次第であるが「吹塵録」に

は天保十三年の歳入を示して居るから、茲にはそれを基礎として二三の説明を試みやうと思ふ。

天保十三寅年元拂表引凡訓 (註)

金九拾貳萬五千九十九兩餘

元 立

此譯

金五十五萬三百七十四兩餘

御年貢金

金三千二百三兩餘

川船運上

金三萬四千六百三十三兩餘

寄合小普請御役金

金一萬六千六百三十三兩餘

献上金銀

金二萬二千七百九十二兩餘

長崎上納金

金二萬五千九百三十二兩餘

國 役 金

金七萬六千六百八十六兩餘

諸拜借返納

金十四萬六千八百四十六兩餘

品々 納

外

金五十五萬七千三百二十二兩餘

金銀吹立御益

金二萬九千七百二十七兩餘

四九御普請御手傳年割上納

小以金五十八萬七千四十九兩餘

不時 納

右拂

金百四十五萬三千二百九兩餘

御 入 用

外

金十五萬六千四百六十九兩餘
不時御入用
右元拂差引
金五十二萬八千百十兩餘
御不足

右の表によれば天保十三年の定例収入金は九十二萬兩餘、定例支出額百四十五萬兩餘であり差引五十二萬八千兩餘の不足である。且金銀吹立御益其他の所謂不時納即ち臨時の収入が總収入の四〇%定例収入の六三%を占めて居ることは、明かに當時の財政困難と財政の基礎不確實とを物語つて居る。また改鑄益金のみについて考ふれば、その金額は御年貢金以上に出てをり、収入總額の三八%を占めて居ることは、如何に改鑄益金なるものが財政の困難を救ふに役立ちしかを明かに證據立てゝ居る。

更に轉じて御年貢金以下の定例の収入について、収入の性質により負擔者の略ぼ明かなるものを區別すれば、

武士階級の負擔	國	役	金	一六六三三	一二%		
寄合小普請御役金				二五九三二			
農民階級の負擔	御	年	貢	金	三四六三三		
				五五〇三七四	八四%		
町人階級の負擔	川	船	運	上	三二〇二		
	長	崎	上	納	金	二二七九二	四%

となる。勿論天保十三年には既に天保の改革によつて問屋の制度が破壊され、従つて問屋の納めた運上冥加などが廢止されてゐるから、右の表では町人の負擔は例年よりも少く計算されてゐるわけである。然し定例の負擔としてはその大部分が常に農民の負擔であることは否定すべからざる所である。たゞ御用金等の如き臨時の大なる負擔を考慮に入る、ならば、町人の負擔も相當大なるものとなるであらう。

以上述べし處のものは數字が極めて不精確であるから、微細なる點にまで立ち入つて證據立つる能はずとするも、大體の状態としては前既に述べたる如く、農民の負擔たる田租と、町人の負擔たる御用金と幕府の貨幣改鑄益金との三者が、収入として大なる役目を演じてゐることは明かである。

(註) 天保十三年の歳計に關する數字としては、同じく「吹塵録」第二十九冊五頁に右に掲載せしものと異なる數字が出て居るのみならず、本文引用の表について御年實金以下八項目を合算するも、九十二萬五千九十九兩餘とはならず、多少の誤記あることと考へらるゝが、右の外に適當なる數字なきを以て、暫く右の表による。

五 財政と米價、貨幣改鑄及び御用金との關係

(イ) 財政と米價との關係。徳川時代に於てはその特殊の經濟事情よりして米は單に國民必需

の食料品たりしのみならず幕府及び諸藩の財政上の根本をなし、租税の收納も亦之を以てした。而も一方に於ては貨幣の使用が漸次普及するに至りしため、幕府諸藩は士流に對する俸祿其他米穀を以てするもの、外はその收納せる米を賣つて之を貨幣に代へ以てその費途に充つるの必要を生じた。米價の變動が貨幣上の歳入を増減し以て財政上に少からざる影響を及ぼしたことは明かである。

米價高直の場合には幕府は多くの貨幣收入を得るが如く考へらるゝも、而も米價高直の原因は凶作による場合が最も多く、従つて米穀の收納が減少し、且つ凶作に對する救恤や米價調節のため種々なる政策を採らざるを得ざる状態に至るものであるから、實際に於てはこれがために幕府財政を豊かならしめたるものとは考へられない。享保七年五月の御觸に「忽而近年諸國風水之損毛相續、御藏納方不足有之に付、諸旗本御給米金渡方并諸商人への御拂方等迄及遲滯之由達御聞」云々といひ、凶作のため財政困難となり儉約を奨励せる如きは這間の消息を示すものであらう。

次に米價下落の場合には、貨幣收入の減少を生ずるかといふに必ずしも然らず。下落の最大原因は主として豊作に存するものであるから、租米の收納は勢ひ多量となる。然し之を賣拂ふ場合にはその貨幣額は必ずしも巨額に上り得るものとは限らない。貨幣經濟の發達未だ十分ならざる

場合には、豊作による收納の多量は財政を豊充ならしめたであらうが、米を貨幣に代ふるに非れば財政の運用を期し難き場合には、米價の下落によつて必ずしも財政に好影響を與ふるものとは限らない。かゝる現象は徳川時代の經濟組織の矛盾、即ち米遣ひの經濟たると同時に貨幣經濟の行はれし當時の社會として當然生ずべき所であらう。要するに米價の變動が財政に影響を與ふることは明かであるが、豊凶のため米價が著しく下落騰貴せし際には、適當なる米價を維持せる場合に想像すべからざる影響を財政に與ふるものを考へなければならぬ。

(口) 財政と貨幣改鑄との關係。財政と貨幣改鑄との關係については、屢述べし如く、これによつて幕府の財政窮乏を救はんとしたものである。たゞ正徳(享保)金銀が品位劣れる元祿金銀を改鑄して慶長の制に復せしことは、唯一の例外であつて、其他の改鑄はすべて品位を貶して改鑄益金を擧ぐる事が目的であつたのである。

元祿金銀を鑄造せし際にその出目(改鑄益金)が凡五百萬兩に達したことは白石の論せる處である。²⁾ 徳川時代全體を通じての改鑄益金は幾何であるか明かでないが、天保三年乃至十三年の數字については次の如くである。³⁾

天保 三	歲 入	歲 出	不 足	出 日	餘又は不足(△)
論 叢	三三、〇〇二	一五、五九六	一七、四〇六	元、四〇〇	一、六〇〇
徳川幕府の財政について					

第二十三卷(第三號) 三三(一) 三八三

2) 白石全集第三、58頁
 3) 貨幣秘録(溫知叢書第五編) 39頁以下。幕末史 53-54頁

四	三三、三三三	一六、六六三	四、三三三	四、三三三	二、三三三
五	二七、三三三	一七、三三三	六、三三三	四、三三三	△三、三三三
六	一〇、一七六	一七、三三三	七、三三三	六、三三三	△三、三三三
七	一五、三三三	一六、三三三	三、三三三	四、九六四	一、七三三
八	一〇、一七六	二六、三三三	五、三三三	三、三三三	六、三三三
九	三〇、二四六	三三、三三三	三、三三三	一七、三三三	六、三三三
一〇	一〇、一七六	二八、三三三	四、三三三	六、四三三	三、三三三
一一	一四、三三三	一〇、三三三	七、三三三	七、三三三	四、三三三
一二	一〇、三三三	一六、三三三	八、三三三	一五、三三三	二、三三三
一三	三三、三三三	一六、三三三	五、三三三	五、三三三	△三、三三三

右の表によつて見るに一年として收支相償へることなく、纔かに出目によつて漸く缺を補ひしもの多く、出目によるも尙不足を生せるもの三回あり。前後十一ヶ年間の出目の總額七百五十五萬八千〇四十三兩、若しこれなかりしならんには幕府の財政は果して如何であつたらうか。

尙貨幣の改鑄は財政の窮乏を救ふために當局者の行ひし處ではあるが、然し他方には金銀座の者どもが之を計畫し徳潤したことが少くない。蓋金銀座は貨幣の吹賃によつて其業務を經營せるものであるが、金銀の産出夥しく貨幣鑄造の多額なりし頃は經營に困難を感せざりしも、其後金銀の産出減退するに及び、金銀座も亦大に困窮することとなり、こゝに貨幣改鑄によつて自己の窮狀を脱せんとする畫策を廻らすに至つたからである。このことは元祿の改鑄について、その三

十年以前即ち寛文の頃から金銀座の者にその計畫ありしことに徴するも明かである。⁴⁾

(八) 財政と御用金との關係。御用金とは徳川時代に於て國用の不足を補はんがために、臨時且任意に主として用達商賈等に對して課せる金錢上の負擔であつて、本來は償還せらるべき性質を有するものである。或は強制公債、愛國公債の一種と認むることが出來やう。

御用金の一般目的は國用の不足を補ふにある。然し國用の不足を生じ用金によつて之を補充せんとする方面は必ずしも一つではない。或は諸侯の財政救済のためなることあり、或は大工事を起すためなることあり、又或は米價の調節、軍事海防の費用に充てんがためなることもある。各場合によつて異なるが、その根本に於ては幕府財政の缺乏を補はんとするものなることは明かである。御用金を命せられた地方は江戸、京、大阪、兵庫、西宮、堺等何れも大都會であつて、殊に天下の臺所たる大阪では屢々御用金が命せられてゐる。而して御用金が命せらるゝや、町人は成るべくその負擔を軽くせんがために百方嘆願して其減額を求めた。茲に於て幕府の指定高と請高との間には往々にして大なる差異がある。その元利の償還も必ずしも履行されたわけではない。

御用金の事例を見ると、米價引上のために之を命せることが少くない。米價を釣り上げること、米の供給者たる支配階級にとつて都合のよいことであるから、武士諸侯の救済たると同時に幕府財政にも餘裕を生せしむる所以である。然しそれは幕府のみならず、武士及農民のためにも

4) 三貨圖彙(日本經濟叢書卷二十七) 535頁
5) 拙著、徳川幕府の米價調節 256-259頁

行はれたものと見ることが出来るが、天保以後の御用金は多く直接に幕府のみのために行はれし感がある。それが幕府の財政を補ひしことは蓋し少からざるものがあるであらう。

六 經 費

徳川幕府の經費は定式・別口・臨時の三項に別たれてゐる。これを今日の經常費臨時費等の區別に當嵌めることは困難である。また幕府はすべての方面に於て秘密主義を採つて居たから經費の狀態の如きも詳細に知ることが出来ない。左に天保十三年の支出高を掲げる。¹⁾

定式	入用	三季切米役料渡
金三九、九一〇	兩四	奥向惣入用
七、五三七	一	八ヶ所惣入用
二七、七〇七	七	諸役所諸場所入用
七、二七九	三	遠國遣方入用
二、七二一	三	三家三卿其外御手當
三、二一六	二	宗對馬守御手當金
八六五	五	代官諸入用
二、一八〇	三	材木買上代
六、三六四	五	廻米運賃
三、四一六	三	

1) 竹越與三郎、日本經濟史 V. 206頁以下による。但、映塵錄第二十九册 8頁には「江戸御金藏納拂」の中に上記の定式入用の分が掲載されてゐる。従つてこれによれば米藏の支出例へば切米の米渡高はこれに含まざる如くである。

五、四七九一

臨時江戸遠國修葺其外入用

計 一〇六、六七七七

別口入用

三、三三二九

川除普請入用並取替金

一一、六七三八

諸拜借取替金渡

八一六三

御貸付利金渡

二、五五三五

諸掛り備金渡

計 一八、三七六六

臨時入用

一七、二七一三

日光其他燼屋修繕、參詣費用、金銀分銅吹立、燼屋町會所、御貸付元金渡等

三口合計 一四二、三二五六

右の定式入用の中、主な經費は三季切米役料渡と八ヶ所惣入用とである。切米は領地を有せざる旗本の士に對して與ふる祿米のことであつて、春夏冬の三季に分ち、米と金とで支給する。役料は役俸の一種で職掌に附屬した給料である。これ等は要するに人件費である。この種の武士はこの俸祿によつて生活せるものであつて、幕府の存する限りこの人件費が經常費中最も重要なものであることはいふ迄もない。次に八ヶ所惣入用といふは御納戸、西丸御納戸、御作事方、小普請方、御賄方、御細工方、御疊方、御材木方の經費であり、次の御役所諸場所入用と共に幕府役所向の經費の大部分をなすものであらう。而して右の御納戸、西丸御納戸、御賄方の如きは將軍家の衣服調度食料品等に關する費用であるから前表第二項に掲げられてゐる奥向惣御入用とい

ふは主として奥向の物件費であると考へる。

徳川時代にはもとより今日謂ふ所の豫算制度が存して居たわけではない。量入爲出を原則として得るに應じて支出を量つたものである。然し中期以後財政の困難に陥るや經費の節約を計らざる可らざることゝなり寶曆五年四月以後經費について一種の豫算を立つることゝなつた。尤切米役料の如き定式入用中の主要なるものを含まず主として諸役所向並に奥向經費に止まる如くである。このことは私の既に論じた所であるからこゝに詳説を略する。²⁾

七 結 論

徳川時代における財政上の原則としては入るを量つて出づるを制することが原則であつた。現代に於ては國務を遂行するがために必要なる經費は、一應は人民の負擔力を考慮するとしても、先づその支出を決定して後、それに應ずるために收入の途を求むるものである。即ち歳出を見て歳入を量ることが原則である。然し當時に於てはこれと反對に歳入に應じて適當に歳出を制すべきものとされて居た。勿論臨時の支出に應ずるため特に臨時に收入を量ることも行はれたであらうが、根本原則としては量入爲出によつたものである。これは敢て徳川時代には限らず、上古より同様であるが、特にこの時代にはこの原則が當時の學者によつて盛んに唱道され、政治家もこ

2) 拙著、改版經濟史考 461頁以下

れを意識してゐたものであつた。¹⁾故に當時の財政と個人の家計とがその原則に於て異なる所なきことも一應考へなければならぬ。實際の運用に徹して幕府の財政と徳川氏の家計とが甚しく混用されてゐる感があるのは寧ろ當然であらう。

徳川幕府はその初期を除くの外、常に財政欠乏に苦しんで居たものであるが、その原因は作物や天災地變の如き自然的原因により、また或は金銀採掘高の減少、正貨の流出、政費の膨脹、奢侈の普及や或は又當路者その人を得ず且私曲の行はれしこと、其他種々の理由によつて収入支出の均衡を得る能はざるに至りしものであるが、根本的原因は當時の社會經濟組織²⁾に胚胎せるものと考へざるを得ない。

従來は農業が唯一の生産機關であり、これを基礎として幕府の財政が存立したものであつたが、時代の進むと共に農業は行詰りの形となり、之に反して新に商工業が起り、貨幣が普及し交通が發達した。幕府は最早領内における農業自給經濟によつては立つ能はざることゝなつた。茲に於てか新しき經濟組織の前に屈服し、町人の供給に依頼して僅かにその財政を彌縫せざる可らざることゝなつた。換言すれば幕府は自己の據て立つ所の基礎よりしてその収入を潤澤にする能はず、却て之れと相容れざる方面に於て、即ち貨幣經濟の發達に依頼することによつて、並に自己の支配し得ざる階級に向つて、財力を求めざる可らざることゝなつた。これ即ち幕府の財政困難に陥りし眞原因であり、且つ幕府の斃れざるを得ざるに至りし原因である。

1) 拙著、改版經濟史考、324、387頁
2) 拙稿、徳川時代概観、社會科學第二卷七號